

バス運行業務委託の債務不履行に係る和解について

小糸川循環線バス運行業務委託の不適切な運行による債務不履行について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定より、議会の議決を求める。

記

- 1 和解の相手方 千葉県木更津市新田 1 丁目 4 番 4 号
日東交通株式会社
代表取締役 片 野 義 雄

2 和解の内容

(1) 市と相手方は、小糸川循環線バス運行に係る不適切運行（以下「本件」という。）に関し、調査の結果、次のとおりであることを相互に確認した。

ア 運行状況 平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度に締結した小糸川循環線バスの運行に係る業務委託契約において、君津グラウンドゴルフ場行きの一部の便で、途中で運行を中断し、回送していた。

イ 発生期間 平成 2 7 年 1 月 2 8 日から平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日まで

ウ 発生件数 5 0 件

エ 未運行距離 1 4 5 . 0 5 k m

(2) 相手方は本件について、バス利用者をはじめ市民及び市の信頼を裏切る重大な行為と認識し、謝罪するとともに再発防止策を市に示し、利用者等の信頼回復に努める。

(3) 相手方が市に対して支払う返還金及び損害賠償金は、次のとおりとする。

ア 返還金

(ア) 平成 2 6 年度契約分 金 2 1 , 9 5 0 円

(イ) 平成 2 7 年度上期契約分 金 1 0 1 , 2 5 8 円

(ウ) 平成 2 7 年度下期契約分 金 9 3 , 4 6 9 円

イ 損害賠償金 金 5 , 2 0 0 , 0 0 0 円

ウ 合計

金 5, 416, 677 円

- (4) 相手方は、債務不履行による返還金及び損害賠償金を和解の成立後 2 週間以内に市に支払う。
- (5) 市と相手方は、本件に関し、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切異議、請求の申立てを行わない。

平成 28 年 3 月 7 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦